

「くまもとあか牛」が 地理的表示（GI）に登録されました！

◆地理的表示（GI）保護制度とは？

品質、社会的評価、特性が産地と結びついている
産品を知的財産として保護するものです。

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」に基づき、平成27年6月1日から運用が開始されました。

「くまもとあか牛」は、あか牛（褐毛和種(あかげわしゅ)）が熊本で生まれ・育まれた品種であり、その肉は、適度な霜降りと赤身の特徴的な味わい、ヘルシーさを兼ね備え、牛肉らしいうま味や香りに富むといった特性を有すると認められました。

登録産品の例（H30.10月時点）

全国で69品目が登録

（牛肉）9品目

但馬牛、神戸ビーフ、
特産松阪牛、前沢牛、
米沢牛、宮崎牛、
近江牛、鹿児島黒牛

くまもとあか牛

（熊本県内）3品目

熊本県産い草
熊本県産い草畳表
くまもとあか牛

◆地理的表示（GI）保護制度の特徴は？

①地域ブランド産品として差別化が図られる

品質に、国のお墨付きが与えられます。品質が保証された地域ブランド産品として、価格の維持・向上も期待されます。

②品質を守るもののみが市場に流通する

協議会が出荷団体の認証状況を確認し、国が協議会の品質管理状況をチェックするため、品質の管理・向上が期待されます。

③訴訟などの負担なくブランドを守れる

不正使用に対して国が取締りを行いますので、訴訟の負担なく自分たちのブランドを守ることができます。また、相互保護の枠組みが作られた国においては、現地でも地理的表示が保護されます。

◆地理的表示とGIマークとは？

地理的表示

登録した産品の名称



銘柄シール

GIマーク

登録産品であることを
証明するもの

◆表示における注意点は？

- 「くまもとあか牛」には品質基準がありますので、基準を満たしていないものに「くまもとあか牛」と表示することはできません。
- 「くまもとあか牛」と表示する際は、セットでGIマークを付する必要があります。

★くまもとあか牛の基準

- 肉質等級2以上の褐毛和種の牛肉
- 12ヶ月以上肥育を行った最長かつ最終飼養地が熊本県内
- 去勢及び未経産雌牛

◆表示についてのQ&A

①「KUMAMOTOあか牛」の表示は可能か。

⇒可能です。同じ産品であることが分かるように、「くまもとあか牛」の表記を推奨しますが、社会通念上同一と認められる範囲のものであれば可能とされています。

②ショウケースでどのように表示したらよいか。

⇒お客様に見えるように、店頭表示ボードかプラスカードに表示をお願いします。



くまもとあか牛



農林水産大臣登録第67号

(個体識別番号1234567890)

GIマークの表示が必要

(協議会で店頭表示ボードに張るGIマークシールを作成・配布しますので、ご希望の方は事務局にお申し出ください。)

くまもとあか牛
肩ロース



農林水産大臣登録第67号

1,000円/100g

③加工品に地理的表示（「くまもとあか牛」）を表示することは可能か。

⇒主な原材料に登録産品が使用されている場合は可能です。

GIマークを付することはできません。

④カタログ、広告、メニューに地理的表示（「くまもとあか牛」）を表示することは可能か。

⇒可能です。

⑤カタログ、広告、メニューにGIマークを表示することは可能か。

⇒可能です。ただし、GI登録産品自体と加工品では取扱いが異なり、使用に当たっては農林水産省への許諾が必要です。詳しくは、別表を確認下さい。

ご不明な点があらわれましたら、下記の連絡先にご連絡下さい

◆表示についてのQ&A

- ①「KUMAMOTOあか牛」の表示は可能か。
⇒可能です。同じ製品であることが分かるように、「くまもとあか牛」の表記を推奨しますが、社会通念上同一と認められる範囲のものであれば可能とされています。
- ②店頭でどのように表示したらよいか。
⇒主な原材料として「くまもとあか牛」を使用した加工品（ステーキ、ハンバーグ等）には、「くまもとあか牛」の表示が可能です。
- ③加工品に地理的表示（「くまもとあか牛」）を表示することは可能か。
⇒主な原材料に登録産品が使用されている場合は可能です。
GIマークを付することはできません。
- ④カタログ、広告、メニューに地理的表示（「くまもとあか牛」）を表示することは可能か。
⇒可能です。
- ⑤カタログ、広告、メニューにGIマークを表示することは可能か。
⇒可能です。ただし、GI登録産品自体と加工品では取扱いが異なり、使用に当たっては農林水産省への許諾が必要です。詳しくは、別表を確認下さい。



くまもとあか牛ステーキ



GI産品
くまもとあか牛
使用



農林水産大臣登録第67号

《店頭POP等に表示する場合》

くまもとあか牛



を使用しています

農林水産大臣登録第67号

GIマークを表示する場合は、許諾手続きが必要

ご不明な点があらわれましたら、下記の連絡先にご連絡下さい

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会事務局 熊本県農林水産部生産経営局畜産課 (TEL:096-333-2397)

【GIマークの使用(総論)について】

	GI産品自体	GI産品を主たる原料として使用した加工品 (加工品の包装自体にはGI マークの貼付不可)
広告・チラシ	<ul style="list-style-type: none"> ・許諾要 ・使用可(説明文不要) ・GIマークはどれがGI産品か特定できるよう表示する必要がある ・GI産品以外の産品もGI産品と誤認させるような表示は不可 <p>※店頭POPも使用可能(この場合は許諾不要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許諾要 ・使用可(説明文要) ・GIマークは説明文内のGIか説明文そのものと一体的に表示する必要がある ・加工品自体がGI産品と誤認させるような表示は不可 <p>※許諾されれば店頭POPも使用可能</p>
インターネット販売	<ul style="list-style-type: none"> ・許諾要 ・使用可(説明文不要) ・GIマークはどれがGI産品か特定できるよう表示する必要がある ・GI産品以外の産品もGI産品と誤認させるような表示は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・許諾要 ・使用可(説明文要) ・GIマークは説明文内のGIか説明文そのものと一体的に表示する必要がある ・加工品自体がGI産品と誤認させるような表示は不可
飲食業におけるメニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・許諾要 ・使用可(説明文不要) ・GIマークはGIと一体的に表示する必要がある(GIマークをGI産品の写真に付す場合はどれがGI産品かわかるように留意する必要がある) ・GI産品以外の産品もGI産品と誤認させるような表示は不可 <p>(例) 〇〇メロン(〇〇メロンがGI産品であり、それをカットしてそのまま提供する場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許諾要 ・使用可(説明文要) ・GIマークは説明文内のGIか説明文そのものと一体的に表示する必要がある(GIマークをメニューの写真に付す場合はどれがGI産品かわかるように留意する必要がある) ・GI産品を使用していないメニューと混在し、誤認させる表示は不可 <p>(例) 〇〇ビーフステーキ(〇〇ビーフがGI産品である場合)</p>

※ GI産品…GI法に登録された真正な産品
GI…GI産品の名称

◆不正表示に係る罰則について

- ・地理的表示の不正使用
個人：5年以下の懲役又は500万以下の罰金
団体：3億円以下の罰金
- ・標章(GIマーク)の不正使用
個人：3年以下の懲役又は300万以下の罰金
団体：1億円以下の罰金